

千田小 学校生徒指導規程



1 学校生活に関すること

(1) 服装について…通学服は規定服を着用

規定服	冬季	<ul style="list-style-type: none"> ・規定服を着て登下校する。 ・長ズボン・タイツ・ジャンパーは児童の体調等を考慮して家庭で判断し、着用可。(長ズボン…黒・紺・グレー)(タイツ…黒)(ジャンパーは、登下校時のみ。ランドセルの中に入る大きさ。) ・マフラー・ネックウォーマー・手袋…規定なし。 ・セーターやベスト…紺又は黒の無地(セーターやベスト着用の場合、上着を着て登下校する。)
	夏季	<ul style="list-style-type: none"> ・上着…紺 ・長袖ポロシャツまたはカッターシャツ、ブラウス…白 ・スカートまたは半ズボン…紺
	夏季	<ul style="list-style-type: none"> ・上着…紺 ・半袖ポロシャツまたは半袖セーラーブラウス、ブラウス…白 ・スカートまたは半ズボン…紺
帽子	帽章のついた黄色の規定帽	
靴	上履き・通学靴…白(色つきライン等がないもの)	
ソックス	白・黒・紺色(儀式など小学校から指示があったときは白。) ワンポイント可(くるぶしソックス、ニーハイソックスは不可。)	
名札	学年・組・名前を記入し、左胸につける。	
インナー(下着)	規定服に準ずるような華美な色ではないもので下着の色や柄が透けて見えないもの。 冬季に防寒のため着用する場合、襟元から少し出る程度(ハイネックなど)のものでもよい。	
体操服	<ul style="list-style-type: none"> ・上…千田小のマークの入った長袖又は半袖の白(マークの下に名前を書く。) ・下…紺色のクォーターパンツ ・赤白帽…ゴムひもをつける。 	

(2) 持ち物や身に着けるものについて

- ①通学カバンはランドセル。安全確保のために、防犯ブザー着用。
- ②雨傘・長靴・用具入れの袋・マスク……規定なし。
- ③持ち物には、すべてに記名する。
- ④筆記用具…鉛筆・消しゴム・赤と青の色鉛筆またはボールペン
・ネームペン・ものさし。(1・2年生はボールペン不可)
※この他にあった方がよい物・便利な物は話し合っ規則を決める。
- ⑤学校で使わないものを持って来た場合は、一時預かり、保護者に返却。

(3) 頭髪等について

- ①頭髪や身だしなみ等は、男女とも小学生らしい一般的なもの。
(長い場合は黒・紺・茶のゴムでとめる。剃り込み、極度の刈り上げ、パーマ・ワックス・スプレーによる特異な髪型、脱色や茶色等の染色、化粧やマニキュアはしない。)

(4) 諸届けについて

- ①遅刻・欠席・早退の場合は、必ず保護者を通じて、学校及び登校班に連絡。
(学校への連絡は原則連絡帳とし、電話の場合は8時15分まで。)

(5) ルール・マナーについて

- ①学校のみんなが安全で、気持ちよく過ごせるようなルールやマナーについて考え、千田小ルールブック(仮)を自分たちで作っていく。



2 校外での生活に関すること

(1) 登下校について

- ①登校は、集合場所に集まり、登校班で通学路を並んで登校。
(送迎による車のグラウンドへの乗り入れは禁止。校舎北側道路にて。)
- ②登校班の集合時刻・出発時刻を守って登校。
(出発時刻に全員そろってなくても、出発。)
※遅刻・欠席の場合には、登校班長(登校副班長)にも連絡。

(2) 校外での過ごし方について

- ①帰宅時刻<4月~9月…午後6時 10月~3月…午後5時>
- ②自転車に乗るときはヘルメット着用。
※幸千中学校の通学用ヘルメットは、小学校で使っているヘルメットがそのまま使える。
- ③学区外へ出るときは、保護者同伴。また、習い事等で学区外へ出る場合は保護者の許可が必要。
- ④ゲームセンター、ゲームコーナーへの出入りについては、保護者同伴でも禁止する。
- ⑤下校後、用事があったり学校に忘れ物を取りに来たりした場合は、職員室に声をかける。用事後は職員室に声をかけて帰る。



3 特別な指導に関すること

<特別な指導の対象>

- (1) 暴言、暴力行為
- (2) いじめ
- (3) 器物破損・落書き
- (4) 授業妨害
- (5) 法令・法規違反(窃盗・万引き・強要・刃物所持・交通違反・飲酒・喫煙・威圧・薬物等)
- (6) 本校のきまり(生徒指導規程1・2)について著しい違反、あるいは指導に従わないなどの指導無視や繰り返しの違反
- (7) 学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

<指導方法>

- (1) 保護者に事実と学校の考え方や指導方法を伝え、学校と家庭が共通理解をしながら、指導にあたる。
- (2) 福山市教育委員会及び関係機関(スクールカウンセラー、こども家庭センター、主任児童委員、警察等)と連携をとった指導を行う。